

**香川県条例第33号**

香川県土地改良施設の管理に関する条例等の一部を改正する条例

(香川県土地改良施設の管理に関する条例の一部改正)

第1条 香川県土地改良施設の管理に関する条例(昭和39年香川県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 県営土地改良事業 県が行う土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第85条から第85条の4まで又は第87条の2から第87条の5までの規定に基づく事業及びこれらに類する事業をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県営土地改良事業 県が行う土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第85条から第85条の4まで、<u>第87条の2又は第88条の規定に基づく事業及びこれらに類する事業をいう。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市</th> <th style="text-align: center;">町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1~42の3 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>43 略</td> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市	町	1~42の3 略				43 略			略	<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市</th> <th style="text-align: center;">町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1~42の3 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>43 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域をその施行に係る地域とする土地改良事業に係るものを除く。)</td> <td></td> <td>高松市</td> <td>善通寺市</td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市	町	1~42の3 略				43 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域をその施行に係る地域とする土地改良事業に係るものを除く。)		高松市	善通寺市
事	務	市	町																						
1~42の3 略																									
43 略			略																						
事	務	市	町																						
1~42の3 略																									
43 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域をその施行に係る地域とする土地改良事業に係るものを除く。)		高松市	善通寺市																						

(1)～(12) 略	
(13) 法第113条の3第1項の規定による届出の受理 ((1)のうち法第95条第1項の認可に係るものに限る。)	
(14) 法第113条の3第2項の規定による公告 ((13)の届出の受理に係るものに限る。)	
(15)・(16) 略	
44～55 略	

備考 略

(1)～(12) 略	
(13) 法第113条の2第1項の規定による届出の受理 ((1)のうち法第95条第1項の認可に係るものに限る。)	
(14) 法第113条の2第2項の規定による公告 ((13)の届出の受理に係るものに限る。)	
(15)・(16) 略	
44～55 略	

備考 略

(国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正)

第3条 国営土地改良事業負担金徴収条例（平成23年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(負担金に代わる金銭の徴収方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の元利均等年賦支払の支払期間の始期は、国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業により生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧を併せ行ったときは、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度とし、支払期間及び利率は、別表に掲げるとおりとする。</p>	<p>(負担金に代わる金銭の徴収方法)</p> <p>第4条 負担金に代わる金銭は、元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）により支払わせるものとする。ただし、第2条に規定する土地改良区からの申出があるときは、その全部又は一部につき、一時支払の方法により支払わせることができる。</p> <p>2 前項の元利均等年賦支払の支払期間の始期は、国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業により生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せ行ったときは、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度とし、支払期間及び利率は、別表に掲げるとおりとする。</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。